

昭島市立光華小学校PTA会則

光華小学校PTA

この冊子は、児童が卒業するまで使用します。
ご家庭にて大切に保管してください。

昭島市立光華小学校PTA会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、光華小学校PTAと称し、事務局を光華小学校に置く。
- 第2条 本会は、家庭、小学校及び社会における児童の福祉増進をはかり、あわせて会員相互の教養を高め、親睦をはかることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するため次の活動をする。
1. 会員相互の研修につとめる。
 2. 児童と学校の緊密な連絡により児童の幸福と成長をはかる。
 3. 児童の生活環境をよくする。
 4. その他本会の目的を達成するための必要な活動を行う。
- 第4条 本会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針によるものとする。
1. 児童の教育及び福祉のために活動する他の団体ならびに機関と協力する。
 2. 特定の政党や宗教に偏ることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
 3. 学校の管理運営には干渉しない。

第2章 会 員

- 第5条 本会の会員となることのできる者は、光華小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる人(以下「父母」という)ならびに光華小学校の校長及び教職員(教員、事務職員)とする。
- 第6条 本会の会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第3章 会 費

- 第7条 本会の会員は、会費を納めるものとする。
1. 会費は総会において議決された予算の定めるところによる。

第4章 会 計

- 第8条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあて、一般会計及び特別会計に分ける。但し、寄付金の取り扱いは代表委員会の承認を得るものとする。
- 第9条 本会の経費は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
- 第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 役員及び会計監査

- 第11条
- | | |
|--------|----------------|
| 1. 会 長 | 1名(父母) |
| 2. 副会長 | 2名(父母) |
| 3. 事務局 | 1名(副校長) |
| 4. 書 記 | 2名(父母2名、教職員1名) |
| 5. 会 計 | 2名(父母2名、教職員1名) |
- 第12条 役員の任務は、次の通りとする。
1. 会長は本会を代表し、会務を統理する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときにはその職務を代行する。
 3. 事務局はPTA事務局の統括を行う。
 4. 書記は総会及び代表委員会の議事ならびに本会の活動に関する重要事項を記録、通信その他の書類を保管し、本会の庶務を行う。
 5. 会計は、総会及び代表委員会が決定した予算に基づいて会計事務を処理し、総会にその結果を報告する。

- 第13条 校長は各種会合に出席し、意見を述べる事が出来る。
- 第14条 本会は、会計監査2名(父母)を置く。
1. 会計監査は必要に応じ随時会計監査を行い、総会にその結果を報告する。
- 第15条 役員及び会計監査の選出は次の通りとする。
- 会長・副会長・書記・会計及び会計監査は細則に基づき選出し、総会の承認を得る。
- 第16条 役員及び会計監査の任期は、定時総会から翌年度の定時総会までとする。
- 但し、同じ役員または会計監査の職については、原則として再任は出来ないものとする。但し、教職員から選出される役員についてはこの限りではない。
- 第17条 役員または会計監査に欠員が生じたときは、代表委員が選出し、これを補充する。
- この場合の任期は、前任期間とする。

第6章 委員及び代表委員

- 第18条 本会に若干名の委員及び代表委員を置く。
- 第19条 委員及び代表委員の任期は、定期総会から翌年度定期総会までとし、再選を妨げない。

第7章 機 関

- 第20条 総会は、全会員をもって構成し、本会の最高議決機関である。
1. 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
2. 定期総会は毎年1回、年度初めに開催する。臨時総会は代表委員会が必要と認めたとき、または会員の10分の1以上の要求があった時に開催する。
- 第21条 総会は会員の出席数及び委任状提出者が会員数の5分の1以上なければ開催出来ない。
- 第22条 総会の議決は、出席者の多数決による。
- 第23条 総会は次の事項の審議及び承認を行う。
1. 前年度の行事及び決算の報告
2. 役員及び会計監査の選出
3. 新年度の行事及び予算
4. その他必要な事項
- 第24条 代表委員会は役員、学年委員長、学級代表委員、各専門部の部長、副部長、ならびに特別委員会のある場合はその委員長をもって構成する。
1. 代表委員会の開催については、細則で定める。ただし、会長が必要を認めたとき、または代表委員の2分の1以上の要求があった時に開催する。
- 第25条 代表委員会は総会に次ぐ議決機関であり、代表委員の2分の1以上出席しなければその議決を開き議決することが出来ない。
- 第26条 役員会は役員をもって構成し、緊急事項を処理する。その結果は代表委員会に報告する。
- 第27条 本会の活動に必要な事業を行うために専門部を置く。
1. 専門部についての必要な事項は細則で定める。
- 第28条 特別な事項について必要がある場合は、代表委員会の承認を経て、特別委員会を設ける事が出来る。
1. 特別委員会についての必要な事項は細則で定める。
- 第29条 学年委員会または学級委員会は、各学年または各学級の学級委員及び担任教師で構成する。
1. 学年委員会及び学級委員会についての必要な事項は細則で定める。
- 第30条 学級集会は本会の活動の母体の集会であり、各学級の父母及び担任教師で構成する。
1. 学級集会についての必要な事項は細則で定める。

第8章 細 則

第31条 本会の運営に関し必要な細則は本会則に反しない限りにおいて代表委員会の審議を経て定める。

1. 代表委員会は細則を設定または改廃した場合、その結果を総会に報告する。

第9章 改 正

第32条 この会則の改正は、総会の議決を経て行うものとする。

付 則

この会則は昭和46年5月22日から実施する。

付 則

この会則は昭和48年5月19日から実施する。

付 則

この会則は昭和55年5月24日から実施する。

付 則

この会則は昭和56年5月30日から実施する。

付 則

この会則は平成3年5月12日から実施する。

付 則

この会則は平成6年5月21日から実施する。

付 則

この会則は平成14年5月10日から実施する。

昭島市立光華小学校PTA細則

(第7条に関する細則) PTA会費

1. 会費は1世帯につき1年間2,000円とし、年1回定められた日に納入する。
2. 会費の徴収は、会費徴収日に在籍した会員のみとする。中途入退会時の月割りによる会費徴収および返金を行わない。
3. 特別な場合は免除することが出来る。

(第9条に関する細則) 会計に関する細則

1. 各会計年度における支出は、その年度の収入をもってこれにあてなければならない。
(注) 予算が余っても不足しても、予算外に支出したり次年度分を負担したり、次年度を繰り上げて支出することは出来ない。
2. 特別会計は本会が特定の事業を行う場合、特定の資金をもってその運用を行う場合、その他特定の支出にあて、一般の収支と区分して経理する必要がある場合において、総会の決議を経てこれを設けることが出来る。
(注) 特別会計設置の条件として総会の決議を必要とする。そうでないと予算は総会の決議を必要とする原則が崩れる。
3. 一会計年度における一切の収入および支出は、すべてこれを編入しなければならない。
(注) ① 予算に計上されない金は一切集めてはならないし、支出してはならない。
② 収入は収入として経理し、その収入から直接支出してはならない。
③ 予算に計上されない別のところに、別の財源があつてはならない。
4. 予算は収入・支出とも、その性質、目的によって款に大別し、款中においてはこれを項に区分し、各項目中においてはこれを目に区分する。
(注) 予算は慎重に分類され、特に支出についてはその目的が明記され、予算が見易く明瞭になることを要求している。(個別費目の原則)
5. 予算の支出または予算超過の支出にあてるために予備費を設ける。
(注) 2.特別会計 (1) 周年行事積立金 (2) 什器積立金 (3) 予備費
6. 会長は予算成立後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加、その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を編成し、代表委員会に提出することが出来る。
7. 会長は必要に応じて、一会計年度のうち一定期間に係わる暫定予算を編成し、代表委員会に提出することが出来る。その予算は当該年度の予算が成立したとき効力を失うものとし、暫定予算に基づく支出は当該年度の予算に基づく支出とみなす。
(注) 1. 2. 3. の会計原則によって縛られる運用を緊急または突発的に事由により生じる費用な予算は措置をされるようにしたもの。
暫定予算とは会計年度開始までの間に予算が成立しなかった場合の緊急措置である。
8. 予算はそれぞれ、款項目に定める目的以外に支出することは出来ない。
9. 支出予算の経費の金額または各項において、相互に流用することは出来ない。
但し、各項の経費の金額は予算の執行上必要がある場合に限り、代表委員会を経て流用することが出来る。
10. 予備費の支出については、会長の承認を得た上で使用し、学期末会計報告にて代表委員会の承認を得る。
11. 収入は会計でなければ収納することは出来ない。
但し、収納事務の一部を他の者に依頼した場合はその限りではない。
(注) 収納の責任を明らかにしておく。
12. 会費等の納付金は特別の理由のない限り払い戻しをしないものとする。
13. 支出はすべて会長の支出承認によって会計が支払い、支出承認書に基づいて金銭納簿、予算差引額、その他に記帳する。

14. 各部担当者が経費を必要とするときは、支出承認書に所要事項を記入し、あらかじめ会長の承認を経て会計に提出し、その支払いを受けるものとする。
15. 運賃、旅費、その他経費の性質上、前金または概算をもって支払いをしなければ活動に支障をきたすような経費で、会計がその必要を認めたときは会長の承認を得て、前金払いまたは概算払いをすることが出来る。
16. この会計は4月30日をもって閉鎖する。
(注) 会計年度が終了しても完全に整理されるものではない。そのため1ヶ月の出納整理期間を設けて決算に備える。従って、その期間内はたとえ会計年度が終わっていても、当該年度に帰属するものとして収支を行ってもよい。
17. 会計は毎会計年度の決算を調整し、出納の閉鎖後速やかに伝票、帳簿、関係書類と合わせて会長に提出しなければならない。
18. 会長は総会の承認を受けた決算を公表しなければならない。
19. 会計年度において決算に剰余金が生じたときは、翌年度の収入に編入しなければならない。
20. 会計は学期毎に収入支出を明確にし、代表委員会において会計報告をしなければならない。
21. 会計は会の財産を管理する。
(注) 備品などを台帳または目録によって管理することを指す。

(第15条に関する細則) 役員及び会計監査に選出に関する細則

1. 代表員会は定期総会3ヶ月前までに役員若干名、各学年委員より7名以上15名以内からなる推薦委員会を設立する。
2. 推薦委員会は、第28条の特別委員会とする。
3. 会員は全会員の中から会長及び副会長候補者を推薦投票する。(但し、6学年会員は除く)
4. 推薦委員会はこれを開票集計し、会長及び副会長を選出し、本人の承諾を確認する。
5. 各学年委員会は、定期総会までに役員(会長及び副会長を除く)及び会計監査候補者として1名推薦する。
6. 推薦委員会は、各学年より推薦された6名の中から書記、会計及び会計監査を選出し、本人の承諾を確認する。本部役員候補を抽選で選出する場合、過去に会長または副会長を務めた世帯については抽選の対象外とする。
7. 教職員よりの書記、会計は学校側から選出する。
8. 推薦委員会は定期総会において、役員及び会計監査を報告し承認を得る。
9. 推薦委員会は定期総会終了後の時点で解散する。

推薦管理規程

1. 各会員、所定の用紙により推薦投票する。
2. 推薦投票用紙は会長及び副会長候補2名を記入出来るものとし、PTA公印を押印したものとする。
3. 推薦投票用紙は1家庭1枚とし、児童が2名以上在籍の場合は低学年とする。
4. 投票は所定の封筒に入れ密封し、定められた日までに児童を通じ、または直接学校に届ける。

(第16条に関する細則) 役員及び会計監査の任期に関する細則

1. 役員の再任について推薦委員会が特に必要と認めた場合、再任を妨げない。

(第18条に関する細則) 委員及び代表委員に関する細則

委員及び代表委員の定数は次の通りとし、各学級及び教職員から選出する。また欠員が生じたときは補充する。

1. 学級委員 学級2名を選出し、学年ごとに全学級委員より代表委員2名を選出する。
2. 専門部員 各学級から専門部員を選出する。
各専門部の部長、副部長は代表委員となる。
3. 教職員委員 ①4名、各専門部に各2名ずつ所属する。このうち各専門部より1名は代表委員となる。
②学級担当教員は原則として学年委員会に所属するが、各専門部にも所属することが出来る。

(第24条に関する細則) 代表委員会開催についての細則

代表委員会の開催は当該年度開催の昭島市立光華小学校PTA会則第20条第2項に規程する定期総会以降は各学期に1回開催とする。

但し会長が必要と認めたときは臨時代表委員会を開催することができる。

(第25条に関する細則) 代表委員会に関する細則

1. 代表委員会は代表委員長1名及び副代表委員長1名を選出する。
2. 代表委員長は代表委員会を代表し、代表委員会の議長となる。
3. 副代表委員長は代表委員長を補佐し、代表委員長に事故があるときはその職務を代行する。
4. 代表委員会では次の事項を審議する。
 - ①総会に提案する各種議案
 - ②細則の設定及び改廃
 - ③特別委員会の設定及び改廃
 - ④専門部及び特別委員会の報告
 - ⑤役員会の審議事項
 - ⑦学級集会または学年委員会で処理出来ない一般事項は、代表委員会で審議することが出来る。
 - ⑧その他、本会の運営に関し重要な事項

(第26条に関する細則) 役員会に関する細則

役員会は次のことを行う。

1. 総会及び代表委員会に提案する各種議案の整理
2. 総会及び代表委員会で決定された事項の処理
3. 専門部、特別委員会に属さない事項の処理
4. 本会の目的に応じた各種計画の提案
5. 専門部、特別委員会に属さない事項の処理
 - ①昭島市公立小学校PTA協議会への協力
 - ②青少年とともに歩む光華小地区委員会(ウィズユース光華小地区)への協力
 - ③子ども会世話人連絡協議会への協力

(第27条に関する細則) 専門部に関する細則

1. 本会に次の専門部を置く。
広報部、校外ベルマーク部
2. 広報部は各学級より選出された部員1名及び教職員2名で構成する。
3. 校外ベルマーク部は各学級より選出された部員2名及び教職員2名で構成する。
4. 部長及び副部長は構成員の互選とする。

5. 広報部は次のことに努める。
 - ①会員の意見に留意し、お互いの理解と正しい交流に努める。
 - ②各種の会議、活動の様様、学校での児童の動き等を会員に知らせる。
 - ③教育に関する問題点や本会の考え方をわかりやすく会員に知らせる。
 - ④他の専門部と協力し、必要なアンケートを取ったり、他校のPTA活動を紹介したりする。
 - ⑤代表委員会への出席、広報活動の報告を行う。
6. 校外ベルマーク部は次のことに努める。
 - ①児童や会員との話し合いを中心にして、児童の生活の実態をつかむことに努める。
 - ②地域と協力し、通学路の安全点検や交通安全確保のための活動など、児童の生活環境を改善する活動に努める。
 - ③ウィズユース、子ども会などの社会教育諸団体と積極的に連携することに努める。
 - ④ベルマーク活動の推進に努める。
 - ⑤ベルマークの収集、仕分け、計算、財団への送付等を行う。
 - ⑥代表委員会への出席、校外ベルマーク活動の報告を行う。

(第28条に関する細則) 特別委員会に関する細則

予算編成委員会細則

1. 予算編成委員会は役員、各専門部の部長及び学年委員長をもって構成する。
2. 委員長及び副委員長は構成委員の互選とする。
3. 予算編成委員会は予算原案を作成し、代表委員会及び総会に提案する。
4. 予算編成委員会は定期総会終了の時点で解散する。

(第29条に関する細則) 学年委員会及び学級委員会に関する細則

学年委員会細則

1. 各学年の学級委員はその学年の学級代表委員の中から学年委員長を選出する。
2. 学年委員長は学年委員会のとりまとめを行う。
3. 学年委員会は学級委員間の連絡調整をはかる。

学級委員会細則

1. 学級委員は学級代表委員を互選する。
2. 学級代表委員は学級委員会のとりまとめを行う。
3. 学級代表委員は学年委員会と学級委員会の連絡調整をはかる。

(第30条に関する細則) 学級集会に関する細則

学級集会細則

1. 学級集会は必要のある場合を開くものとする。
2. 学級集会は次のことに努める。
 - ①自分の子供の問題だけでなく、学級全体の児童たちの行動や学習の実状を知ること、家庭と学級の環境をよりよくすること。
 - ②父母と教員が何でも話し合える間柄を育て、よい親、よい教師となるように勉強すること。
3. 学級集会で処理出来ない問題または一般的事項は、学年委員会または代表委員会に提案する。

付 則
この細則は昭和46年5月22日より施工する。

付 則
この細則は昭和48年5月19日より施行する。

付 則
この細則は昭和51年5月29日より施行する。

付 則
この細則は昭和55年5月24日より施行する。

付 則
この細則は昭和56年5月30日より施行する。

付 則
この細則は昭和58年5月14日より施行する。

付 則
この細則は昭和61年5月18日より施行する。

付 則
この細則は平成3年5月15日より施行する。

付 則
この細則は平成6年5月21日より施行する。

付 則
この細則は平成7年5月20日より施行する。

付 則
この細則は平成14年5月10日より施行する。

但し、第18条2項に関する細則の適用は、平成14年4月1日からとする。

付 則
この細則は平成21年4月1日より施行する。

付 則
この細則は平成24年5月11日より施行する。

付 則
この細則は平成27年5月9日より施行する。

付 則
この細則は平成28年5月14日より施行する。

付 則
この細則は平成29年5月13日より施行する。

付 則
この細則は平成30年5月12日より施工する。

付 則
この細則は2019年5月9日より施工する。

付 則
この細則は2020年6月1日より施工する。

昭島市立光華小学校PTA見舞金規程

- 第1条 この規定は、昭島市立光華小学校PTA会則(以下「会則」という)第3条第4項に基づき会則第5条に定める会員及び昭島市立光華小学校に在籍する児童(以下児童という)ならびに会員の同居の家族(児童を除く)(以下「会員等」という)を対象とする。
- 第2条 会員等に事故があった場合は次に定める見舞金を贈る。
1. 児童または教職員が傷病により1ヶ月以上の欠席または休職をした場合
3, 000円
 2. 会員または児童が死亡した場合
5, 000円
 3. 会員が災害によって著しい被害を受けた場合、及び前各号に該当する疾病または死亡で特別の事情があるときは役員会で決定し、代表委員会に報告する。
- 第3条 見舞金は予備費より支出する。
- 第4条 学校職員の場合は第2条に準ずる。
- 第5条 前各条の他、必要を認めたときは代表委員会の審議により決定し、執行する。
- 第6条 この規程の執行には、会長またはその代理者があたる。

付 則

この規定は平成6年5月21日より施行する。

付 則

この規定は平成7年5月20日より施行する。

付 則

この規定は平成14年5月10日より施行する。

昭島市光華小学校PTAサークル運営規則

- 第1条 この規則は、会則第3条4項に基づき、PTAにおけるサークル活動を援助し、会員の教養を高める親睦をはかることを目的とする
- 第2条 会員はPTA会則に反しない限りサークルを作り、会則を設け、参加することが出来る。
- 第3条 会員がサークルを作ったときは、会長に登録願を提出し、代表委員会の承認を得る。
- 第4条 サークルは自主的に運営されること。但し、特定の政党、宗教、営利団体の宣伝に利用しないこと。
- 第5条 サークルの運営費用は自弁を原則とする。
- 第6条 会長は、サークル活動の内容がPTAの目的、方針を著しく逸脱した認められる場合は代表委員会の決議を得て、当該サークルの登録を取り消すことが出来る。
- 第7条 この規則の改正及びサークル活動申し合わせ事項については、代表委員会で審議し、決定する。
- 第8条 この規定は平成7年5月20日より施行する。

光華小PTAサークル活動申し合わせ事項

この申し合わせ事項は、昭島市立光華小学校PTAサークル運営規則第7条に基づき決定する。

(1) 運営について

1. サークル会則はPTAの会則に反しない限り、自由に決めることが出来る。
2. 構成員はPTA会員であること。
3. サークルは自主的に運営されること。但し、特定の政党、宗教、営利団体の宣伝に利用しないこと。
4. 閉鎖的、孤立的にならないこと。
5. 活動費用については、サークル会員の自弁を原則とする。
6. 学校施設の利用については、所定の手続きをとること。
7. 印刷機等の使用については、会長の許可を得ること。
8. 文書の配布については会長の許可を得ること。内容について事前に提出すること。

(2) PTA活動との関係について

1. 活動の目的、内容がPTAの目的、方針に反しないこと。
2. 意見の発表の場として代表委員会での発言を認める。
但し、事前に代表委員長に報告し、許可を得ること。
3. 代表委員会では、議事の審議及び決議には加われない。
4. PTA広報「光華」に「サークルコーナー」等を設けることを含め、編集会議で検討する。

(3) サークルの登録と取り消しについて

1. 各サークルの代表者は、「登録願」に必要事項を記入し、会長に提出する。
2. 会長は、受理した「登録願」を役員会に報告し、PTA会則、細則及びサークル運営規則に反しない限り代表委員会の承認を求める。
3. 代表委員会はこれを審議し、登録を承認する。
4. 会長は、代表委員会の審議結果をについて、サークル代表者に通知する。
5. 会長は、登録の承認されたサークルについて「登録証」を発行し、「PTAだより」等文書で公表する。
6. 会長は、サークル活動の内容がPTAの目的、方針から著しく逸脱していると認められる場合、当該サークルの代表者に活動の改善を求めることが出来る。
7. 会長は上記に関し、改善がみられない場合、代表員会に当該サークルの登録取消しを提案することが出来る。
8. 代表委員会はこの審議に際し、当該サークルの代表者の発言を認める。
9. 会長は、審議の結果について文書で通知する。